

6 北 振 第 233 号
令 和 6 年 4 月 16 日

福島県知事 殿

東北農政局長

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準について

このことについて、令和6年3月29日付け5農振第3061号をもって、農林水産事務次官から別紙のとおり依命通知があったので御了知願います。

5 農振第 3061 号
令和 6 年 3 月 29 日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準について

土地改良事業の実施に当たり、農業用道路の整備に係る計画を作成する際に遵守すべき基本的事項について、別添のとおり土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準が定められたので、土地改良事業の実施に当たっては遺漏のないようにされたい。

これに伴い、土地改良事業計画設計基準・計画「農道」の制定について（平成 13 年 8 月 29 日付け 13 農振第 897 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

なお、貴局管内の各県知事には、貴職からこの旨通知されたい。

以上、命により通知する。

土地改良事業計画設計基準
計画「農道」
基準

第1章 総論

1.1 この基準の目的

この基準は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく農業用道路（以下「農道」という。）の整備に係る土地改良事業計画（以下「事業計画」という。）の作成に当たり、必要となる調査計画手法の基本的事項を定め、土地改良事業の適正かつ効率的な施行に資することを目的とする。

1.2 農道整備の目的と意義

農道整備は、農業生産性の向上、農業生産の近代化及び農産物流通の合理化を図ることを目的とする。

また、農道が農村地域の社会資本であることを勘案し、農村地域の社会生活環境の改善に資するよう配慮しなければならない。

1.3 事業計画作成の基本

事業計画の作成に当たっては、あらかじめ調査を行うこととし、長期的な見通しの下、地域の自然条件及び社会経済条件を考慮の上、基本構想を定め、環境との調和に配慮しつつ、総合的な観点から十分な検討を行わなければならない。

第2章 調査

2.1 調査の基本と手順

調査は、計画対象地域（以下「地区」という。）の自然条件及び社会経済条件の特性が事業計画に反映されるよう適切な手順で実施するものとする。

このため、当該調査については、計画との関係を保ちつつ、合理的かつ効率的に進めることができるよう、まず予備的な調査として概査を行い、その結果を踏まえて、必要と認められる調査事項を明確にした上で精査を行うものとする。

2.2 概査

概査は、3.1の基本構想の作成に当たり必要となる調査で、気象、水文、地形、地質、土質、土地利用、農業、関連事業、人口、産業、道路、周辺環境及び関係農家等の意向に関する予備的調査を行うものとする。

2.3 精査

精査は、地区現況の把握及び事業計画の作成に当たり必要となる調査で、受益地、気象、水文、地形、地質、土質、土地利用、農業、関連事業、人口、産業、道路、交通量、交通安全、周辺環境及び関係農家等の意向に関する詳細な調査を行うものとする。

第3章 計 画

3.1 基本構想の作成

基本構想の作成に当たっては、営農・土地利用計画、路線配置計画及び計画交通量に関する骨格を定めるため、関係する都道府県、市町村等の各種振興計画との整合性及び農道の機能を考慮しなければならない。

3.2 事業計画作成の手順

事業計画の作成は、基本構想に基づき、事業計画の各要素の関連性を考慮しつつ、効率的かつ効果的な手順で行わなければならない。
また、その構成は、一般計画及び主要工事計画に分けてそれぞれ作成するものとする。

3.3 一般計画

3.3.1 一般計画の作成

一般計画は、基本構想に即し、地区の設定、営農・土地利用計画、路線配置計画、計画交通量、設計速度、横断面計画及び線形計画を決定するものとする。

3.3.2 地区の設定

地区は、地域の整備計画及び周辺地域との関連性を考慮の上、農道の機能に応じてその範囲を設定するものとする。

3.3.3 営農・土地利用計画

営農・土地利用計画は、地域農業の展開方向に即し、路線配置計画及び計画交通量の作成に当たり必要となる土地利用、作付面積、生産量、農業施設の配置等に関する事項を定めるものとする。

3.3.4 路線配置計画

路線配置計画は、農道の機能に応じて安全かつ円滑な交通が確保できるよう農業生産活動の利便性、農業施設の配置状況、道路現況、自然条件等について総合的な検討を行い決定するものとする。

3.3.5 計画交通量

計画交通量は、将来目標時の交通量を表わすもので、計画農業交通量と計画一般交通量からなる計画基礎諸元であり、交通量調査等を基礎として将来の交通形態及び交通量を予測し決定するものとする。

3.3.6 設計速度

設計速度は、線形計画を作成するための計画基礎諸元であり、農道の機能に応じて決定するものとする。

3.3.7 横断面計画

横断面は、車道、路肩、歩道、自転車道、自転車歩行者道、待避所及び駐車帯から構成されており、各構成要素を適切に組み合わせ、安全かつ円滑な交通が確保できるよう計画交通量及び将来の交通形態に対応できる幅員構成としなければならない。

3.3.8 線形計画

線形計画は、計画交通量、将来の交通形態、路線配置計画、設計速度及び横断面計画との整合を図り、地形、土地利用、線形の連続性、平面線形及び縦断線形との調和を考慮の上、曲線半径、縦断勾配等を決定するものとする。

3.4 主要工事計画

3.4.1 主要工事計画の作成

主要工事計画は、農道の構造、主要構造物及び附帯構造物について、それらが一体となって安全かつ円滑な交通が確保できるよう作成するものとする。

3.4.2 農道の構造

農道の構造は、路体、路床、舗装、法面及び排水工で構成され、その構造は、安全かつ経済的なものとしなければならない。

3.4.3 主要構造物

橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、線形、構造等は、安全かつ経済的なものとしなければならない。

3.4.4 附帯構造物

農道には、農道の構造、地形等の自然条件を考慮の上、暗渠（カルバート）、緑地帯、防雪施設、交通安全施設、交通管理施設等の附帯構造物を設置するものとし、その必要性を十分に検討するとともに、安全かつ経済的な構造としなければならない。

3.5 事業計画の評価

農道整備により見込まれる経済効果を測定し、事業計画の経済性及び妥当性を評価するものとする。

3.6 維持管理

維持管理は、農道の機能に応じて、管理者、管理の内容、管理に要する費用、負担方法等の基本的事項を定めた上、農道の機能を保持し、安全で円滑な交通が維持できるよう管理体制を確立し行うものとする。